

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社北陽	大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21	令和7年8月20日～ 令和8年1月19日 (5ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社北陽は、令和7年3月31日付けで大阪府より以下の監督処分を受けた。 (1)株式会社北陽は、大阪市発注の3件の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事うち2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、さらに、株式会社ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これらのことが建設業法第28条第1項及び第4項に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。 (2)株式会社北陽は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社タケムラに請け負わせた。また、株式会社北陽は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。これらのことが建設業法第28条第3項及び第5項に該当するとして、大阪府より25日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社A・S・P	大阪府大阪市中央区 内本町2-4-10-107	令和7年8月21日～ 令和7年10月20日 (2ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	株式会社A・S・Pは、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 (1)監理技術者の不設置 株式会社A・S・Pは、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、株式会社ケイテックとその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監理技術者を配置すべきところ、「1級建築施工管理技士」の資格を有せず、及び監理技術者資格者証の交付を受けていないため、監理技術者としての資格要件を満たさないA氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監理技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第26条第2項及び第5項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。 (2)施工体制台帳等の不作成等 株式会社A・S・Pは、本件工事において、その請け負った建設工事を株式会社ケイテックに直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、その請け負った建設工事を株式会社ケイテックには直接請け負わせてないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 (3)一括下請負 株式会社A・S・Pは、本件工事において、(1)のとおり、適格な監理技術者を配置しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため
旭技建株式会社	大阪府大阪市中央区 谷町5-6-12	令和7年8月21日～ 令和7年10月20日 (2ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	旭技建株式会社は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 (1)施工体制台帳等の不作成等 旭技建株式会社は、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、その請け負った建設工事を株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 (2)一括下請負 旭技建株式会社は、本件工事において(1)のとおり真実の施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社ケイテック	大阪府大阪市中央区 瓦町2-5-8瓦町スクエ アビル8F	令和7年8月21日～ 令和7年10月20日 (2ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	株式会社ケイテックは、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 (1)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。 (2)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。 (3)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トーフ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社東技コーポ レーション	大阪府大阪市淀川区 宮原1-19-23ステュ ディオ新御堂813号	令和7年8月21日～ 令和8年1月20日 (5ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	株式会社東技コーポレーションは、令和7年4月1日付けで、建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。 (1)株式会社東技コーポレーションは、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。以上のことが建設業法第28条第1項柱書及び第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。 (2)株式会社東技コーポレーションは、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく左官工事等の資格で専任の主任技術者として配置する(加えて同氏は他社の現場代理人となっている。)など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、株式会社トーフ技研工業から請け負った本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪市がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。以上のことが建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より25日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区中之島6-2-27中之島センタービル21階	令和7年8月21日～ 令和7年11月20日 (3ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	令和7年8月21日～ 令和7年11月20日 (3ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局長より監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。
株式会社KANSOテクノス	大阪府大阪市中央区安土町1-3-5	令和7年8月21日～ 令和7年10月20日 (2ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社KANSOテクノスは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われ、当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日付けで建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社トーワ技研工業	大阪府大阪市淀川区 宮原1-18-20	令和7年8月22日～ 令和7年11月21日 (3ヵ月)	別表第2第13号(建設業法 違反行為)	株式会社トーワ技研工業は、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。 (1)株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。 (2)株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注のA工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。また、大阪市発注のB工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。さらに、B工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたC氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しないなど(また、C氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった)、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。以上のことが建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より22日間の営業停止処分を受けた。 このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。